### <sup>2022年</sup> 10月1日 スタート!



## 越前市 パートナーシップ 宣誓制度

パートナーシップ 宣誓制度 ってどんな制度?

一方または双方が<mark>性的少数者</mark>である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合うことを約束した関係であることを、市に宣誓し、市が2人のパートナーシップ関係を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付する制度です。

"普通"や自分の価値観を他人にあてはめず、一人 ひとりの生き方を尊重してください。 私たちはここで、一緒に生きているのですから。

(越前市在住 当事者の声)

性的少数者とは?

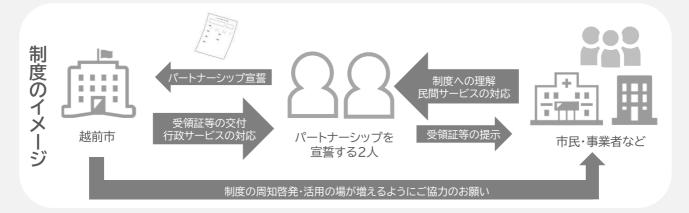
好きになる性(性的指向)が 異性愛のみでない方 または 自認している性(性自認)が 戸籍上の性別と異なる方 を言います。 お店や病院などで、パートナーであることを証明するために、 受領証等が提示される場合があります。

この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、悩みや生きづらさを抱えているお二人の思いを尊重するものです。市民、事業所等の皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

市民・事業者の皆様へ

# 言の流れ(窓口宣誓 の 担

### 越前市パートナーシップ宣誓制度



#### パートナーシップ宣誓できる方

下記の項目をすべて満たしている必要があります。

- 1 成年に達していること
- 市内に住所を有していること、 又は3か月以内に転入を予定していること
- 配偶者がいないこと 3
- 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- 宣誓する方同士が近親者でないこと

#### パートナーシップ関係を証明するもの

#### 受領証



A4サイズ・越前和紙

#### 受領証カード/



免許証サイズ

※デザインは他にもあります

宣誓書受領証等の交付

(宣誓日当日)

#### (1) 宣誓日の事前連絡 (宣誓日の10開庁日前)





事前に申込フォームまたは 電話で宣誓日を予約してく ださい。

電話の受付時間は、月曜~金曜(祝 日、年末年始を除く)の午前8時30 分~午後5時15分までです。

申込みフォームは、24時間受付けま すが、ご連絡が翌開庁日以降になる 場合があります。

必要書類の提出 (宣誓日の5開庁日前)



予約した宣誓日の5開庁日前ま でに、市民協働課に必要書類を 提出してください。(郵送可)

パートナーシップ宣誓書、住民票の写し、 戸籍抄本、本人確認書類、通称名の使用 を希望する場合は通称名の使用を証明 する書類、など

※詳細な手続き方法や、必要書類などは、 市のホームページをご覧ください。





①宣誓日は、本人確認書類を持 参の上、2人で窓口にお越しく ださい。

②要件を満たしていることを確 認できた場合、宣誓書受領証と 受領証カードを交付します。

〈越前市に転入予定の場合〉 転入予定者受付票(有効期間3か月)を 交付します。

転入後、転入予定者受付票と住民票を提 出してください。宣誓書受領証と受領証 カードを交付します。

その他 多様な性に関すること(市HP)

越前市パートナーシップ宣誓制度





#### お問い合わせ先

検索「

越前市総務部 市民協働課 ダイバーシティ推進室 **2** 0778-22-3293 ombud@city.echizen.lg.jp

